

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第4号
事故等種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	平成26年1月20日 06時40分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市気仙沼湾東湾 気仙沼市所在の陸前大島灯台から真方位033° 3,350m付近 (概位 北緯38° 51.4′ 東経141° 38.7′)
事故等調査の経過	平成26年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第五 <sup>だいごく</sup> 大黒丸、496トン
船舶番号、船舶所有者等	135508、英幸海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラに絡索 養殖施設 ロープが切断
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、気仙沼湾東湾の検疫錨地において、船長が船橋で操船を行い、一等航海士及び二等航海士を船首に、機関長を船尾にそれぞれ配置し、抜錨して機関を前進としたところ、平成26年1月20日06時40分ごろ、プロペラにわかめ養殖施設のロープが絡み、機関が停止して運航不能となった。 本船は、潜水土によって絡まったロープが切断されて取り除かれた後、自力で気仙沼市気仙沼港に着岸した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 高潮時 日出時刻：06時48分ごろ
その他の事項	本船は、1月20日01時ごろ検疫錨地に錨泊し、船長は、検疫錨地付近に養殖施設があることを知っていたが、検疫錨地内に養殖施設があるとは思っておらず、わかめ養殖施設に気付かなかった。 わかめ養殖施設には、ボンデンが設置されていたが、レーダーの反射板及び灯火は設置されていなかった。 わかめ養殖施設の所有者は、平成25年の夏頃、検疫錨地内に設置した同施設を検疫錨地から出すように海上保安庁から所属漁業協同組合を経由して指導を受け、同施設を検疫錨地内から移動したつもりでいたが、移動後に同施設の設置位置を確認していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし</p> <p>本船は、気仙沼湾東湾の検疫錨地において、抜錨して前進しようとした際、同錨地内にわかめ養殖施設が設置されていたことから、プロペラに同施設のロープが絡み、同ロープを切断したのと考えられる。</p> <p>船長は、検疫錨地に養殖施設があるとは思っておらず、また、わかめ養殖施設に灯火等が設置されていなかったことから、同施設に気付かなかったのと考えられる。</p> <p>わかめ養殖施設の所有者は、検疫錨地内に設置した同施設を移動したが、同施設の位置を確認していなかったことから、同施設が移動後も検疫錨地内にあることに気付いていなかったのと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、本船が、気仙沼湾東湾の検疫錨地において、抜錨して前進しようとした際、同錨地内にわかめ養殖施設が設置されていたことから、プロペラに同施設のロープが絡んだことにより発生したのと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖施設所有者は、養殖施設を設置した位置を確認すること。</li> <li>・ 養殖施設には、ボンデンのほか、レーダーの反射板や灯火を設置し、目視及びレーダーで確認できるようにしておくことが望ましい。</li> </ul>